

議案第 42 号

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり
定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市墓園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第157号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 別表第1(第15条関係) 墳墓の使用料 | | 別表第1(第15条関係) 墳墓の使用料 | |
| (1) 橋本墓園 | 種類 金額 | (1) 橋本墓園 | 種類 金額 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| (2) 高野口墓園 | 種類 金額 | (2) 高野口墓園 | 種類 金額 |
| 3 m ² | 450,000 円 | | |
| 4 m ² | 600,000 円 | 4 m ² | 600,000 円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。